

植物検査のしくみ

農林水産省名古屋植物防疫所 ^{なが}永 ^い井 ^{ひさ}久 ^お雄

I 植物検査機関の沿革

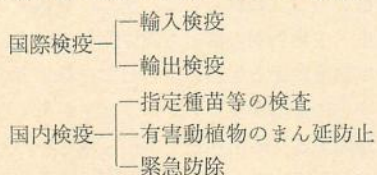
我が国の植物検査は、大正2(1913)年に「輸出植物検査証明規程」が制定され、輸出植物について検査証明を行ったのを初めとするが、翌大正3年「輸出入植物取締法」施行のもとに農商務省植物検査所が設置され、輸入検査を行ったことが実質的な植物検査の開始といえる。

その後、諸般の事情から税関、海運局とその所管が移り変わったが、戦後、昭和22年農林省へ復帰し、動物植物検査所として再発足した。

一方、昭和27(1952)年国際植物防疫条約が批准され、病虫害の侵入及びまん延防止に関する締約国相互の連帯責務を果たすこととなったが、この年、動物植物検査所の動物、植物部門が分離され、植物検査独自の体制が確立されるとともに、植物防疫所と改称された。

II 植物検査の構成

我が国の植物検査は、輸出入植物取締法に基づき開始され、その後、輸出入植物検査法を経て、現在は昭和25年に制定された植物防疫法に基づいて行われているが、その業務を大別すると次のとおりとなる。



これらの各業務のしくみの概要は次のとおりである。

1 国際検査

国際間の病虫害のまん延を防ぐことを目的とした輸出入植物の検査である。

(1) 輸入検査

輸入検査の対象となる植物 した類、せんたい類から頭花植物までの植物の部分、種子、果実が対象となるが、これらの一次加工品である「むしろ」、「こも」なども植物に含まれているので、その範囲は極めて広い。

輸入の制限 輸入検査を的確・円滑にすすめるため、①輸入植物には輸出国の発行する検査証明書を添付すること、②輸入する場所は省令で定められた港や空港であること、③郵便物で輸入する場所は、小型包装物もしくは小包とすることなどの制限が設けられている。

輸入の禁止 有害動植物、土並びに省令で定める植物及びこれらの容器包装は、輸入が禁止されている。

省令で定める植物の輸入禁止は、我が国未発生有害動植物で、我が国に侵入すれば、農業生産に重大な損害を与える恐れがあり、しかも輸入検査で発見が困難なもの寄主植物について、地域を定め輸入を禁止しているものである。

しかしながら輸入禁止品であっても、試験研究の用に供するもので、農林水産大臣の許可を得たものについては、同大臣の付す条件のもとに輸入が認められる。

また、輸入禁止植物について、生産国から消毒などを条件として輸入禁止解除の要望があり、かつ、禁止対象有害動植物の防除状況、消毒の精度、輸送中の汚染防止対策などを調査し、有害動植物侵入の恐れがないと判断された場合には、農林水産大臣が定める基準のもとに、輸入禁止が解除されている。

輸入検査 輸入者からの申請により、港または空港内の植物防疫官が指定する場所で行われる。この検査では、輸入制限の規定に違反していないか、輸入禁止品ではないか、有害動植物がないかなどを検査する。特に輸入禁止対象の有害動植物に次ぐ重要な病虫害として指定されている特定重要病虫害については、より精密な検査技法を取り入れることによって、その侵入防止に厳重な対策を講じている。

また、港または空港での検査のみでは有害動植物付着の有無を判定することが困難な球根類、果樹苗木など、省令で定める植物については、隔離栽培を行わせ、その栽培中にも検査を実施する。

輸入検査の結果に対する処置 検査で有害動植物が認められた植物は、その容器包装とも植物防疫官立ち会いのもとに消毒もしくは廃棄され、輸入禁止品である場合には容器包装とともに廃棄される。

(2) 輸出検査

仕向国が輸出国政府の発行する検査証明書の添付を要求している植物は、仕向国の要求に適合しているかどうかについての検査を受け、これに合格したものでなければ、輸出することができない。

また、輸入国から、輸出植物の栽培中に検査を受けるよう要求されている植物並びに省令で定められている花卉球根類については、栽培中に検査を受けた後に輸出検

査を受検しなければならない。

2 国内検査

新たに我が国に侵入した有害動植物、または既に国内の一部に存在している有害動植物のまん延を防ぐことを目的とした検査である。

(1) 指定種苗の検査

農林水産大臣が指定する種苗は、その栽培中に植物防疫官の検査を受け、これに合格したものでなければ、譲渡したり販売することができない。

現在、この指定種苗としてはバレイショが指定されており、種バレイショの主要生産地域である北海道のほか10県において検査が行われている。

また、このほか都道府県知事から通知のあった穂木採取用果樹母樹について、植物防疫官がウイルス病の検査を行っている。

(2) 有害動植物のまん延防止

国内の一部に存在している有害動物または有害植物のまん延を防ぐため、省令をもって地域の範囲、対象有害動植物及び寄主植物を定め、その植物、有害動植物、土について他地域への移動の制限または禁止を行うものである。

この場合の移動制限は、植物防疫官の検査により、有害動植物が認められないもの、または所定の消毒を行ったことが確認されたものは、移動を認めるというものである。また、移動が禁止されている植物、有害動植物ま

たは土であっても、試験研究の用に供するものは、農林水産大臣の許可を得て移動することができる。

(3) 緊急防除

我が国未発生 の有害動植物が、新たに我が国に侵入し、もしくは既に国内に分布している有害動植物がまん延し、重大な損害を与える恐れがある場合に、農林水産大臣が命令を発して行う防除で、その内容は、有害動植物が付着しまたは付着する恐れのあるものについて、①栽培の制限または禁止、②植物、容器包装の譲渡・移動の制限または禁止、③植物、容器包装の消毒・廃棄など、④農機具・運搬具、倉庫などの消毒などである。

この防除を行うに当たり、農林水産大臣は地方公共団体、農業者の団体または防除業者をこの防除に協力させることができるが、その費用は国が弁償する。また、寄主植物などの移動禁止、消毒・廃棄などにより生じた損失についても、国が補償することになっている。

III 調査研究

植物防疫所の輸入検査で取り扱う病害虫は、我が国に未発生のもが多く、また消毒技術に関する調査研究も、殺菌、殺虫ともに完璧な効果が要求されるので、一般の農業関係の研究機関とは若干性格が異なり、植物検査独得の調査研究課題を持つことになる。

この調査研究は、横浜植物防疫所の調査研究部が中核となり、他の各本所と連携を取りながら行われている。

および現状分析がおこなわれている。また、巻末には事項別および昆虫・生物名別の索引も設けられている。

多人数の分担執筆による場合の常として、執筆者の力点のおき方の違いによる多少のアンバランスが気になるが、編集者の意図する「応用昆虫学が……現在……どのような問題をかかえているかを、各分野別に総覧しようという……」目的は一応達せられている。しかし、今後の応用昆虫学の発展には従来にも増して基礎と応用が一体となった研究の発展が必要であり、この意味から第2部の「基礎と応用」についてもっと紙数の欲しいところであった。第3部の各論は、ここに全紙数の7割以上をさいていることからわかるように、本書の中心である。水稲、園芸、森林、衛生の各分野の当面の課題についていずれも要領よくまとめられており、一読して現在の大きな問題点を知ることができる。また、環境科学の一環として「環境昆虫学」という新しい言葉を用いた章をおこしているところはユニークである。これら各論についても限られた紙数でまとめ上げている各著者の努力には敬意を表するところであるが、さらに十分な紙数が欲しかった。

(農業技術研究所 玉木佳男)

新刊紹介

「応用昆虫学総説」

野村健一 編集

定価 2,900 円

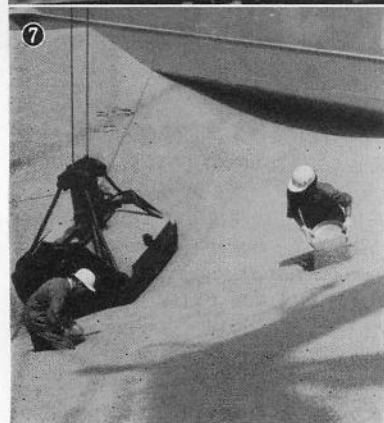
A 5 判 302 ページ

養賢堂 発行

(文京区本郷5の30)

本書は各分野の専門家、編集者を含めて18名による分担執筆である。内容は3部よりなり、第1部の序論では応用昆虫学の小史と目標、構成、研究方向等についての概観があり、第2部では基礎と応用との関り合いという見方から、分類学、生態学および生理・生化学の各分野からの応用昆虫学への寄与について述べられている。第3部は応用昆虫学各論として、稲作害虫、園芸害虫、森林害虫、衛生害虫、環境昆虫学、侵入害虫・植物検査、および殺虫剤施用、についての最近の課題のとりまとめ

植物検疫風景



<写真説明>

- ① 空港の貨物検査
- ② 空港の携帯品検査
- ③ 隔離植物の接種検定
- ④ フィリピン産バナナの輸入検査
- ⑤ 海外検疫（アメリカにおけるサクランボの日本向け輸出検査）
- ⑥ コンテナのくん蒸状況（チェコスロバキア産モルト）
- ⑦ 輸入コムギの検査状況

（①～④，⑥，⑦ 横浜植物防疫所 ⑤ 酒井浩史 各原図）